

地域安全ニュース 10・11月号

発行 者 茂原警察署管内防犯組合連合会 電話 0475-25-0660

千葉県安全で安心なまちづくり旬間

〈実施期間〉10月11日(火)から10月20日(木)までの10日間

〈「安全で安心なまちづくり旬間」とは〉

千葉県警察では、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」の理念に基づき、県民の皆様の関心・理解を深めるため、毎年10月11日から20日までの「安全で安心なまちづくり旬間」に、自治体・防犯協会などの関係機関・団体や事業者、防犯活動に携わるボランティアの方々と協力しながら、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指した活動を行っています。

当防犯組合連合会においても、茂原警察署や各市町と連携した活動を、新型コロナウイルス感染予防に留意しながら実施する予定です。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を実現するために、本運動へのご理解とご協力をお願いします。



11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所に通告された児童数は近年増加傾向が続いています。

子供の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

○ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ ^{いちはやく}189

※ 24時間対応で、最寄りの児童相談所につながります。

○ 千葉県警察少年センター ヤング・テレホン ☎ ^{なやみよくなる}0120-783497

○ 緊急の場合には、110番を！



犯罪の発生状況について

本年8月末の茂原警察署管内における犯罪の認知件数は、396件（前年同期比-14件）となり、減少傾向で推移しています。

警察では、引き続き犯罪の抑止と検挙活動に全力を挙げて取り組んでいきます。各種警察活動に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

管内の犯罪発生状況（1～8月中）

	認知総数	空き巣	忍込み	自動車盗	自転車盗	車上ねらい	その他
管内	396(-14)	17(+6)	4(-3)	15(±0)	36(+4)	16(-15)	308(-7)
茂原市	248(+4)	5(+1)	2(-5)	4(-4)	28(+5)	10(-14)	199(+21)
白子町	33(+1)	8(+7)	0(±0)	2(+1)	0(-2)	2(±0)	21(-5)
長柄町	30(±0)	1(+1)	0(±0)	6(+5)	0(±0)	2(+1)	21(-7)
長南町	20(-3)	2(+2)	0(±0)	1(-1)	0(±0)	0(-1)	17(-3)

注1 罪種別は主なものを計上。詳細は、県警ホームページ <http://www.police.pref.chiba.jp/>を参照してください。

注2 ()内の数字は、前年同期と比較したものです。注3 管内は長生郡全域です。注4 認知件数は暫定値です。

狩猟に伴う事故・事件を防止しましょう

11月15日(火)から県内での狩猟が解禁となります。県内の狩猟期間は、11月15日から翌年2月15日までの3か月間です。昨年度は、狩猟期間中に事件や事故の発生はありませんでした。引き続き狩猟者の皆さんは、「許可を受けて猟銃を所持している。」という社会的責任を忘れることなく、狩猟に関するルールやマナーを遵守して、事件・事故の防止に努めましょう。



年金支給日に電話d e詐欺被害防止キャンペーン

年金支給日である8月15日(月)に、茂原市内のショッピングプラザアスモに設置されている金融機関のATM付近の警戒を実施し、来店した高齢者やその家族に電話d e詐欺被害防止のチラシやグッズを配布して被害に遭わないよう呼び掛けました。

併せて、管内の金融機関を巡回し行員の方々に電話d e詐欺の発生状況や、手口の傾向や高額引き出し高齢者の対応要領、水際対策の重要性を説明し、電話d e詐欺被害の抑止に対する協力をお願いしました。



防犯ポスター募集・審査結果について

「千葉県安全で安心なまちづくり旬間」に伴う防犯ポスターを管内の小中学校に対し募集したところ、27校426作品(小学校20校278作品、中学校7校148作品)の応募がありました。厳正な審査を行い、各学年3作品が茂原警察署の入選として、千葉県警察本部での最終審査を受ける予定となっております。たくさんのご応募ありがとうございました。

ご応募いただいた作品は、10月8日(土)から20日(木)までの間、茂原ショッピングプラザ「アスモ」2Fフードコート(旧サイゼリア跡地)に展示し、防犯ポスター展を開催いたします。本年度もコロナウイルス感染予防の観点から、約100作品を選出して展示いたしますので、生徒さんの力作を是非ご覧ください。身近な防犯対策を実感していただく絶好の機会です。



犯罪被害者支援に関するご案内

○ 犯罪被害者週間について 『11月25日～12月1日』

犯罪被害などに遭われた方やそのご家族が、犯罪により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮が必要です。政府が策定した「犯罪被害者等基本計画」により、毎年、11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間とされ、広報・啓発活動が行われています。ご理解とご協力をお願いします。

○ 『千葉県民のつどい』の開催について

日時：令和4年11月26日(土) 13時～

場所：千葉県教育会館

○ 問い合わせ先 千葉県警察本部犯罪被害者支援室 ☎(代表) 043-201-0110